

外来医療計画における記載方針

項目	国の作成指針等における考え方	県の第8次計画
対象区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、二次医療圏 ・細分化した独自の単位で検討も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則どおり、二次医療圏とする。
外来医療の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で不足する医療機能を含めた地域に必要な外来医療提供体制の構築 ・外来機能報告等のデータを活用し、地域の実情に応じた、外来医療提供体制について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来機能報告により入手可能なデータを活用し地域の外来医療の提供状況について把握、情報提供 ・紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化
医療機器の効率的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できる体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金を活用して、医療機器を整備する場合は「共同利用計画書」の作成を求めるなど、地域における効率的な活用を促進
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で不足する医療機能（夜間・休日の診療、在宅医療、公衆衛生等）について、具体的な目標を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療の指標である「一般診療所のうち、初期救急医療に参画する機関の割合」を設定 ・在宅医療の数値目標である「往診を実施している診療所・病院数」を設定